

新規上場申請のための半期報告書

(第11期中)

自 2024年1月1日
至 2024年6月30日

株式会社ZenmuTech

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 中間財務諸表	15
(1) 中間貸借対照表	15
(2) 中間損益計算書	16
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月21日
【中間会計期間】	第11期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社ZenmuTech
【英訳名】	ZenmuTech, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 田口 善一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目17番5号
【電話番号】	03-6260-6195
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 酒井 茂輝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目17番5号
【電話番号】	03-6260-6195
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 酒井 茂輝

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第10期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上高 (千円)	402,128	440,791
経常利益 (千円)	139,354	56,937
中間（当期）純利益 (千円)	102,650	72,889
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	217,150	217,150
発行済株式総数		
普通株式 (株)	3,547	3,547
A種優先株式	667	667
A2種優先株式	1,100	1,100
純資産額 (千円)	259,460	156,809
総資産額 (千円)	617,211	577,361
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	96.59	74.09
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	41.2	26.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,265	9,648
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,018	△17,700
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,582	232,413
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	321,882	308,217

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第10期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第10期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
6. 当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

（1）財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は578,632千円となり、前事業年度末に比べ42,574千円増加いたしました。これは主に、大口顧客による情報漏洩対策ソリューション「ZENMU Virtual Drive」の買い切り契約の売上計上に伴い売掛金が14,533千円、現金及び預金が13,665千円、下期に開催する展示会費用及び社内システム管理ツールの前払支払いによりその他が14,376千円増加したことによるものであります。固定資産は38,578千円となり、前事業年度末に比べ2,725千円減少いたしました。これは主に、減価償却費の計上により無形固定資産が3,126千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は617,211千円となり、前事業年度末に比べ39,849千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は342,974千円となり、前事業年度末に比べ59,219千円減少いたしました。これは主に、サブスクリプション契約の売上計上により契約負債が56,724千円減少したことによるものであります。固定負債は14,777千円となり、前事業年度末に比べ3,582千円減少いたしました。これは長期借入金から1年内返済予定の長期借入金への振替により減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は357,751千円となり、前事業年度末に比べ62,801千円減少いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計259,460千円となり、前事業年度末に比べ102,650千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加によるものです。

この結果、自己資本比率は41.2%（前事業年度末は26.2%）となりました。

（2）経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、政府による景気支援策の効果もあり緩やかに回復が進みました。一方で、国際情勢の動向、原材料価格や資源価格の高騰、長期化する円安とそれに伴う物価の上昇等が国内外の経済活動に与える影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような情勢下、当社が属する情報サービス業界においては、コロナ禍でのデジタル化の進展等により、国民生活や経済活動における情報通信の果たす役割やその利用に伴うセキュリティの確保が一層重要なものとなってまいりました。その一方で、2023年に上場企業などが公表した個人情報の漏えいや紛失事故の件数は175件、4090万人分に上り、いずれも過去最多を更新しました。（出典：東京商工リサーチ）その被害の復旧に膨大な時間と費用がかかることから、データ保護を含めたリスクアセスメントを行い、セキュリティ対策を重視したソリューションの導入に着手する企業が増加する傾向にあります。

当社の主力ソリューションである「ZENMU Virtual Drive」は、サーバー等の設備投資にかかるコストや導入にかかる労力を低減できる利点があり、差別化を図る営業戦略を促進しております。当中間会計期間において、買い切りライセンスによる大口顧客の追加導入により売上が大きく増加したほか、秘密計算ビジネスにおきましても秘密計算技術の社会実装に関する公募案件を受注し、堅調に売上が伸びました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高402,128千円、営業利益139,777千円、経常利益139,354千円、中間純利益102,650千円となりました。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ13,665千円増加し、321,882千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は25,265千円となりました。これは主に、契約負債の減少額が56,724千円、未払金の減少額が18,225千円、売上債権の増加額が14,533千円、その他の資産の増加額が14,376千円、法人税等の支払額が11,570千円等により資金が減少した一方で、税引前中間純利益の計上が139,354千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4,018千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出2,887千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は7,582千円となりました。これは長期借入金の返済による支出7,582千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等の重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、31,021千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要として主に人件費や新規顧客獲得のための広告宣伝費等の運転資金及び研究開発費用があります。これらの必要な資金は営業活動から生じた自己資金を基本としながら、必要に応じて金融機関からの借入及び増資等による資金調達を検討しております。なお、資金調達方法の優先順位等につきましては、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に選択する予定です。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,666
A種優先株式	834
A2種優先株式	1,130
計	11,630

(注) 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,239,570株増加し、4,251,200株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2024年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年2月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,547	1,072,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2
A種優先株式	667	—	非上場	(注) 3、4
A2種優先株式	1,100	—	非上場	(注) 3、4
計	5,314	1,072,800	—	—

(注) 1. 2024年9月30日付および2024年10月31日付で第1回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数が20株増加し、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。

(注) 2. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(注) 3. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(注) 4. A種優先株式およびA2種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）及びA2種優先株式の保有者（以下「A2種優先株主」という。）又はA2種優先株式の登録株式質権者（以下「A2種優先登録質権者」という。）に対して同順位にて、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき定款に定めるA種発行価額（定款の定めに基づきA種発行価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の8%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を配当し、A2種優先株式1株につき定款に定めるA2種発行価額（定款の定めに基づきA2種発行価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の8%に相当

する剰余金（以下「A 2 種優先配当額」という。）を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日より A 種優先株主又は A 種優先登録質権者及び A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

なお、配当する剰余金の額が、上記に基づき配当すべき金額の合計額に満たない場合には、A 種優先株式 1 株あたりの配当額と A 2 種優先株式 1 株あたりの配当額の比率が、A 種優先配当額と A 2 種優先配当額の比率と同じになるように配当する。

- (2) 前項による配当の後、当会社がさらに配当を行う場合には、A 種優先株式、A 2 種優先株式及び普通株式に対し 1 株当たり同額の配当をする。
- (3) ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対して行う 1 株当たりの配当の額が A 種優先配当額に達しない場合及び A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対して行う 1 株当たりの配当の額が A 2 種優先配当額に達しない場合、それぞれ当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) (1) に基づく A 種優先配当額及び A 2 種優先配当額の計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録質権者及び A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対して同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種発行価額の 1 倍に相当する金額（以下「A 種優先分配額」という。）を支払い、A 2 種優先株式 1 株につき A 2 種発行価額の 1 倍に相当する金額（以下「A 2 種優先分配額」という。）を支払う。なお、当初の「A 種発行価額」とは金 300,000 円を意味し、当初の「A 種優先分配額」とは金 300,000 円とし、当初の「A 2 種発行価額」とは金 500,000 円を意味し、当初の「A 2 種優先分配額」とは金 500,000 円とする。
なお、残余財産の額が、発行済 A 種優先株式の数（自己株式を除く。）に A 種優先分配額を乗じた額と、発行済 A 2 種優先株式の数（自己株式を除く。）に A 2 種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、A 種優先株式 1 株あたりの分配額と A 2 種優先株式 1 株あたりの分配額の比率が、A 種優先分配額と A 2 種優先分配額の比率と同じになるように分配する。本項に基づく分配額の計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A 種優先株主又は A 種優先登録質権者及び A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に定款に定める A 種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A 2 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に定款に定める A 2 種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。本項に基づく分配額の計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) A 種発行価額は、下記の定めに従い調整される。
 - (a) A 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A 種発行価額は以下のとおり調整される。なお、分割・併合の比率とは、株式の分割又は併合の後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割又は併合の直前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後 A 種発行価額} = \text{当該調整前 A 種発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (b) A 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A 種発行価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 A 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 A 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A 種発行価額} = \frac{\text{既発行 A 種優先株式数} \times \text{当該調整前 A 種発行価額} \times \text{新発行 A 種優先株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{既発行 A 種優先株式数} + \text{新発行 A 種優先株式数}}$$

- (c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) A 2 種発行価額は、前項の定めに準じて調整されるものとし、前項の規定中「A 種」とあるのは「A 2 種」と読み替えて適用するものとする。

3. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- (2) 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同

じ。)の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

- (3) 当会社は、株主割当ての方法により、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

4. 金銭と引換えにする取得請求

- (1) A種優先株主及びA2種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式又はA2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
- (2) 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- (3) 本条によるA種優先株式及びA2種優先株式の取得と引換えに交付される金銭の額は、取得請求期間の末日において当会社を清算したと仮定した場合に、取得請求期間の末日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額を意味する。）を残余財産とみなして、定款の定めに基づきA種優先株主及びA2種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額と同額とする。但し、取得の請求を行ったA種優先株主及びA2種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって交付される金銭の額とする。
- (4) 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式及びA2種優先株式を取得するものとし、直ちに前項に基づき算出される金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主及びA2種優先株主に支払うものとする。
- (5) 前各項に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式及びA2種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

5. 普通株式と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(a) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

(b) 上記(a)のA種優先株式の当初の基準価額は300,000円、A種取得価額は300,000円とする。

- (2) A2種優先株主は、A2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA2種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「A2種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(a) A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A2種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA2種取得請求権の行使により各A2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A2種取得比率} = \frac{\text{A2種優先株式の基準価額}}{\text{A2種取得価額}}$$

(b) 上記(a)のA2種優先株式の当初の基準価額は500,000円、A2種取得価額は500,000円とする。

6. A種取得価額、A2種取得価額等の調整

(1) 前条に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。

但し、A種取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済の普通株式、A種優先株式及びA2種優先株式の数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、A種優先株式の発行済株式総数の50%超を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合は行われない。

(b) 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額若しくはA種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

①資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる上記(a)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

- (2) 前条に定めるA2種優先株式の基準価額及びA2種取得価額は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用するものとする。

7. 普通株式と引換えにする取得

- (1) 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、定款の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (2) 当会社は、A2種優先株式の発行以降、当会社の株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、定款の定めを準用する。但し、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

8. 取締役の選任権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において取締役を1名選任できる。当該選任決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の50%超の賛成をもって行う。
- (2) A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株主と共同して、定款に定める取締役の最大員数から、前項の種類株主総会により現に選任され在任している取締役の人数を差し引いた人数を上限として、普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任できる。当該選任決議は、議決権を行使することができる普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主の議決権の過半数を有する普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもって行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、法令又は定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。

9. 監査役の選任権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において監査役を1名選任できる。
- (2) A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株主と共同して、定款に定める監査役の最大員数から、前項の種類株主総会により現に選任され在任している監査役の人数を差し引いた人数を上限として、普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会において監査役を選任できる。

10. 議決権

- (1) A種優先株主は、当会社株主総会（11(1)に定めるA種優先株主及びA2種優先株主の総会を含む。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (2) A2種優先株主は、当会社株主総会（11(1)に定めるA種優先株主及びA2種優先株主の総会を含む。）において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

11. A種優先株主及びA2種優先株主の種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

- (1) 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を得るものとする。
- ただし、(h)、(j)、(k)、(m)及び(p)から(t)までにに関する事項を除き、当会社の取締役会において、8(1)により選任された取締役を含む取締役全員（但し、8(1)により選任された取締役以外の特別利害関係人を除く）の賛成により承認された場合は、本条に基づく種類株主総会を要しないものとする。この場合、当会社は、A種優先株主及びA2種優先株主に対して、当該事項について取締役会決議後直ちに報告するものとする。
- (a) 自己株式の取得、株式分割、株式併合、又は単元株の設定
- (b) 知的財産権又は1000万円以上の財産の処分
- (c) 1000万円以上の貸付又は出資
- (d) 1000万円以上の債務の保証人となる行為
- (e) 剰余金の配当
- (f) 会計監査人又は代表取締役の選任又は解任

- (g)取締役、監査役の報酬等の決定
- (h)合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転
- (i)増資又は減資
- (j)解散決議又は清算手続の開始
- (k)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立
- (l)株式、新株予約権、新株予約権付社債、又は社債の発行又は処分。但し、6 (1) (a) ①に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合を除く
- (m)定款の変更
- (n)会社法上取締役会の承認を要する当会社の取締役との取引
- (o)6 (1) (a) ②に定める潜在株式等取得価額の決定
- (p)6 (1) (c)に基づくA種取得価額及びA種優先株式の基準価額の調整
- (q)6 (1) (c)及び(2)に基づくA2種取得価額及びA2種優先株式の基準価額の調整
- (r)株式譲渡の承認
- (s)子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されるものを意味する。以下同じ。）の設立又は出資後に出資先の会社が当会社の子会社若しくは関連会社となる場合の出資
- (t)当会社の株式の証券取引所への上場に関する主幹事証券会社の選定並びに上場の申請
- (2) 前項のA種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議要件、招集その他の手続等については、株主総会に関する会社法及び本定款の定めに従うものとする。

12. 優先分配条項

- (1) 当会社について次項に定める買収が行われる場合には、その買収の対価については、買収に応じた株主の間で以下の定めに基づき分配を行うものとする。
 - (a) 買収の対価が現金の場合、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
 - (b) 買収の対価が現金以外の場合、買収の対価について、当会社の発行済A種優先株式及びA2種優先株式の総数の過半数を保有するA種優先株主及びA2種優先株主（複数名で過半数の保有比率となる場合を含む。）が合理的に当該対価の評価額を算定し、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の対価を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
- (2) 本条において、「買収」とは、当会社が以下のいずれかに該当することを意味する。
 - (a) 当会社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当会社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併直前の当会社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - (c) 当会社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当会社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - (d) 当会社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当会社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

13. 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

- (1) 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当会社は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年3月28日 (第14回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	49 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 49 [9,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	550,000 [2,750] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2026年3月29日～2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 550,000 [2,750] 資本組入額 550,000 [2,750]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	権利者は、本契約により割当を受けた新株予約権の全部もしくは一部を譲渡、質入または担保に供するなどの一切の処分はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権証券の発行時(2024年3月28日)における内容を記載しております。新株予約権証券の発行時から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権証券の発行時における内容から変更はありません。

※ 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき、200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、割当日以降、当会社が株式分割(株式無償割当てを含む、以下同様)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、計算の結果生じた1株未満の端数は切り捨てるものとする。また、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

分割の比率とは、株式分割後の発行済株式数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数をそれぞれ意味するものとし、以下同様とする。

(注) 2. 新株予約権の権利行使時の払込金額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、行使価額は当初1株につき金550,000円とする。

ただし、以下の(1)及び(2)の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、以下の(1)及び(2)の場合のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(1) 新株予約権の割当後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1÷株式分割・併合の比率

(2) 新株予約権の割当後、当会社がその時点における時価を下回る価額で当会社株式につき、新株の発行または当会社が保有する自己株式の処分(ただし、取得請求権付株式の取得、取得条項付株式の取得又は新株予約権の行使により新株式を発行または自己株式を処分する場合を除く。)を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新規株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社発行済株式総数から当会社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」「新規株式発行前の1株当たり時価」を「処分する自己株式数」「自己株式処分前の1株当たり時価」に読み替えるものとする。

また、上記算式において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

権利者は、本新株予約権を行使するにあたり、次の条件を満たすことを要する。

- (1) 権利行使の時点においても、当会社または当会社の関連会社の取締役、監査役もしくは、従業員、顧問、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- (2) 下記「新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないこと。

「新株予約権の取得条項」

次の各号のいずれかに該当した場合には、当会社は、当会社の取締役会が定める取得日において、権利者の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、当会社の取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合には、当該議案について取締役会が決議した場合）。
 - ①当社が消滅会社となる合併の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の議案
 - ④株主総会の決議により特定の種類株式の全部が取得できる旨の定款変更の議案

- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合。ただし、本条に基づき取得することができる新株予約権は、当該放棄した新株予約権に限る。
- (4) 本新株予約権の割当を受けた者に不正行為、職務上の義務違反又は懈怠があった場合。
- (5) 本新株予約権の割当を受けた者が当会社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、また損害が軽微であると当会社の取締役会が認めた場合を除く。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年6月30日	—	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	—	217,150	—	117,150

- (注) 1. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。
- また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。

2. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
岡積 正夫	東京都豊島区	727	13.68
セグエグループ株式会社	東京都中央区新川一丁目16番3号	599	11.27
田口 善一	東京都世田谷区	354	6.66
四国電力株式会社	香川県高松市丸の内二丁目5番	326	6.13
有限会社Win4	東京都世田谷区上野毛四丁目27番6号	318	5.98
株式会社テクノスジャパン	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	308	5.80
TNPスレッズオブライイト投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜四丁目6番1号	267	5.02
松倉 泉	東京都世田谷区	220	4.14
北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社	富山県富山市牛島町15番1号	219	4.12
ミツイワ株式会社	東京都渋谷区渋谷四丁目15番6号	200	3.76
計	—	3,538	66.58

(注) 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,314	—	—
総株主の議決権	—	5,314	—

(注) 1. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。

また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。

2. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	308,217	321,882
売掛金	214,110	228,643
その他	13,729	28,106
流動資産合計	536,057	578,632
固定資産		
有形固定資産	2,226	2,627
無形固定資産		
ソフトウェア	13,672	9,250
ソフトウェア仮勘定	—	1,296
無形固定資産合計	13,672	10,546
投資その他の資産	25,404	25,404
固定資産合計	41,303	38,578
資産合計	577,361	617,211
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	137,164	133,164
契約負債	177,970	121,245
未払法人税等	11,570	36,703
その他	75,488	51,861
流動負債合計	402,193	342,974
固定負債		
長期借入金	18,359	14,777
固定負債合計	18,359	14,777
負債合計	420,552	357,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	217,150	217,150
資本剰余金	387,295	387,295
利益剰余金	△452,912	△350,262
株主資本合計	151,532	254,183
新株予約権	5,277	5,277
純資産合計	156,809	259,460
負債純資産合計	577,361	617,211

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	
売上高	402,128
売上原価	33,033
売上総利益	369,095
販売費及び一般管理費	※ 229,317
営業利益	139,777
営業外収益	
受取利息	0
その他	10
営業外収益合計	10
営業外費用	
支払利息	433
営業外費用合計	433
経常利益	139,354
税引前中間純利益	139,354
法人税等	36,703
中間純利益	102,650

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	139,354
減価償却費	7,347
受取利息	△0
支払利息	433
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,533
未払金の増減額 (△は減少)	△18,225
契約負債の増減額 (△は減少)	△56,724
その他の資産の増減額 (△は増加)	△14,376
その他の負債の増減額 (△は減少)	△6,009
小計	37,265
利息の受取額	0
利息の支払額	△429
法人税等の支払額	△11,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,131
無形固定資産の取得による支出	△2,887
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,018
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△7,582
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,582
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,665
現金及び現金同等物の期首残高	308,217
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 321,882

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
役員報酬	28,200千円
給料及び手当	48,494千円
研究開発費	31,021千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	321,882千円
預入期間が3か月を超える定期預金	一千円
現金及び現金同等物	321,882千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	秘密分散	秘密計算	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるフロー型収益 (パーペチュアルライセンス等の収益)	185,213	79,800	7,279	272,293
一定の期間にわたり移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるストック型収益 (サブスクリプションライセンス、保守等の収益)	129,834	—	—	129,834
外部顧客への売上高	315,048	79,800	7,279	402,128

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純利益	96円59銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	102,650
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	102,650
普通株式の期中平均株式数(株)	1,062,800
(うち普通株式数(株))	(709,400)
(うち普通株式と同等の株式:A種優先株式(株))	(133,400)
(うち普通株式と同等の株式:A2種優先株式(株))	(220,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第14回新株予約権 49個 (普通株式9,800株) 発行日 2024年3月28日

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注) 2. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の取得及び自己株式(種類株式)の消却)

定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1)取得及び消却した株式数

A種優先株式 667株

A2種優先株式 1,100株

(2)交換により交付した普通株式数 1,767株

(3)交付後の発行済普通株式数 5,334株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1)分割方法

2024年11月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,334株
今回の分割により増加する株式数	1,061,466株
株式分割後の発行済株式総数	1,066,800株
株式分割後の発行可能株式総数	4,251,200株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年11月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 2 月 10 日

株式会社ZenmuTech

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田 和 大 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 本橋 義郎

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 林 祐之

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の2第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZenmuTechの 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 11 期事業年度の中間会計期間(2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZenmuTechの 2024 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を

監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上